

④ 相続財産を譲渡した場合

Q : 相続財産を譲渡した場合には、税金の恩典はないのですか？

A : 申告期限の翌日以降3年以内に譲渡した場合には、一定の金額が取得費に加算される特例があります。

【解説】

この特例は、相続税の取得費加算の特例と呼ばれているもので、相続税と譲渡税の二重負担を和らげる目的で設けられたものです。

具体的には、相続が開始した日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以降3年以内に相続財産を譲渡した場合には、その相続財産にかかる相続税額の一定割合の金額を譲渡資産の取得費に加算することができるというもので、土地等の場合であれば、相続したすべての土地等にかかる相続税額が加算できるとなっており、場合によっては、譲渡税がゼロになることもあります。

ところで、この取得費加算の適用を受けて譲渡所得税の申告をした後に遺産分割等があり相続税額が異動しますと、所得税額が増額する場合がありますが、この場合には、修正申告が必要になり、当然延滞税も発生するのですが、今年の税制改正では、この延滞税がかからなくなることになっています。

ただし、適用になるのは①遺産分割の確定があった場合、②認知や放棄などの相続人の異動に伴い相続税額が変動した場合、③更正の請求の特則事由に基づく相続税額に限られます。なお、この規定の適用は、平成19年4月1日からとなっています。

